

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 昭和三十三年度普通交付税額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則
- ◇告示 ふ卵業者の登録  
ひな白痢の検査  
糞便検査料の減額
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 交通制限の実施
- ◇公告 昭和三十三年度保母試験合格者
- ◇雑報 昭和三十三年度鳥取県市町村共済組合事業計画変更書の概要

## 規則

市町村に交付すべき昭和三十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に關

する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県規則第三十六号

市町村に交付すべき昭和三十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則

#### （目的）

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する総理府令（昭和三十三年総理府令第七十三号。以下「令」という。）の定めるところに基き、市町村に交付すべき昭和三十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （市町村民税の基準税額の算定方法）

第二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十八条第一項及び同法第三十八条の二第一項の規定に

より所得税を源泉徴収される者（以下本条において「給与退職所得者」という。）に対する所得割にかかると市町村民税の基準税額は、知事が調査した当該市町村における給与退職所得者にかかる昭和三十三年分の源泉徴収所得税額のうち、昭和三十三年度分の所得割にかかると市町村民税の課税標準となるべきであつた額に〇、一三二〇八三を乗じて得た額とする。

2 法人税割にかかると市町村民税の基準税額は、当該市町村につき（イ）及び（ロ）によつて算定した額から（ハ）及び（ニ）によつて算定した額を加減した額とする。

（イ）昭和三十三年四月一日から昭和三十三年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額の分割法人分については、〇、〇四三〇三を乗じて得た額、昭和三十三年二月一日から

昭和三十三年三月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額の分割法人分については、〇、〇五二〇四七を乗じて得た額及び、昭和三十三年二月一日から昭和三十三年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額に分割法人以外の法人（以下「その他の法人」という。）分については、〇、〇五六八五三を乗じて得た額の合算額

（ロ）昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に法人税法の規定によつて修正申告し又は更正若しくは決定を受けたものにかかる課税標準額につき、分割法人とその他の法人に区分し、次の期間に終了した事業年度の区分により、それぞれの率を乗じて得た額の合算額

事業年度	区分	
	分割法人分	その他の法人分
昭和二十九年三月三十一日以前に事業年度が終了したもの	〇、〇二〇八七	—

昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇五九六一	〇、〇〇六六
昭和三十年七月一日から昭和三十年九月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇五三二九	〇、〇〇〇一一
昭和三十年十月一日から昭和三十三年一月三十一日までの間に事業年度が終了したもの	—	〇、〇六六四
昭和三十年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇五二〇五	—

（三）昭和三十三年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうち分割法人にかかると基準税額の精算による過少算定額又は、過大算定額

（四）昭和三十一年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうちその他の法人にかかると基準税額の再精算による過少算定額又は過大算定額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三条 固定資産税の基準税額は、土地にかかる基準税額、家屋にかかる基準税額及び償却資産にかかる基準税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法に

よつて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地、山林、牧場及び原野については、当該市町村の土地ごとの課税標準額の合算額が、別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように、土地の種類ごとの平均価額（「昭和三十三年度固定資産（土地）の平均価額の指示について（昭和三十三年七月十五日受地第四三三号鳥取県知事）」によつて各市町村長に通知した額）に当該市町村内の地積（昭和三十三年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。た

だし、地方税法第三百四十八条の規定による非課税にかかるとの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるとのを除く。)を乗じて算定した額のうち日本放送協会にかかると土地で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額に〇、五を乗じて得た額とその他の額との合算額に〇、〇〇九〇一六を乗じて得た額

二 その他の土地については、令第二十七条第二項第二号の規定によつて算定した額

3 家屋にかかるとの基準税額は、当該市町村の家屋の課税標準額が、別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように、家屋の平均価額(「昭和三十三年年度の固定資産(家屋)の平均価額の指示について(昭和三十三年五月十日受地第三一三号鳥取県知事)」によつて各市町村長に通知した額)に当該市町村内の家屋の床面積(「昭和三十三年年度固定資産(家屋)の平均価額の算出について」に基いて鳥取県知事が自治事務次官に報告した昭和三十三年度分の家屋の

平均価額の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条の規定による非課税にかかるとの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるとのを除く。)を乗じて得た額のうち日本放送協会にかかるとの家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額に〇、五を乗じて得た額とその他の額との合算額に〇、〇〇九三一を乗じて得た額とする。

4 償却資産にかかるとの基準税額は、令第二十七条第四項の規定により大都市以外の市町村の基準税額の総額として自治庁長官から通知された額と同額となるように、次の各号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 令第二十七条第四項第一号の(一)により自治庁長官から通知された額の二分の一の額と同額となるように、当該市町村における昭和二十九年事業所統計に基いて調査した令別表第十二に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数(地方税法第三百四

十八条及び第三百八十九条の規定に該当するものにかかるとの並びに「昭和三十三年度地方交付税算定に用いる償却資産にかかるとの基準税額の算定基礎資料について」に基いて鳥取県知事が自治庁長官に報告した基準評価額五千万円以上の資産を有するものにかかるとの及び一事業所の従業者が五人未満(放送業にあつては二人未満)であるものを除く。)にそれぞれ同表に定められた補正係数を乗じて得た数(整数未満は四捨五入する。)の合計数に百七十二六円四十七銭八厘を乗じて得た額

二 前号のその他の二分の一の額と同額となるように、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十三年度における課税標準額の合算額(地方税法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるとのの価額並びに同法第三百八十九条にかかるとの配分額、令第二十七条第四項第一号の四の大規模資産にかかるとの額及び船舶にかかるとの額を除く。)に〇、〇〇三二六五を乗じて得た額

三 当該市町村について令第二十七条第四項第一号の(二)及び(四)の方法によつて算定した額

(釧産税の基準税額の算定方法)

第四条 釧産税の基準税額は、第三十一条の規定によつて自治庁長官から通知された額と同額となるように、県が調査した昭和三十三年一月から同年十二月までの間における市町村ごとの釧産物の生産量に銅については一、一〇四三五を、砂鉄については二、七八一八二を、マンガンについては〇、五一九四八を、クロムについては〇、九九八二四を、白けい石については、けい石に〇、七五二五一を、炉材けい石については、けい石に〇、一八二七一を、石炭については一、〇〇をそれぞれ乗じて得た生産量に同条第一号の(一)(二)の規定による山元価格又は山元価格を補正した額及び乗率をそれぞれ乗じて得た額とする。

(木材引取税の樹種別素材生産推定石数の算定方法)

第五条 木材引取税の樹種別素材生産推定石数は、令第三十二条の規定により、自治庁長官から通知された石



西条岸田白瀬大谷中 黒野宿多福石根江藤	計	335,174,112	28,618,240	48,770,818	36,510,186	5,447,868	454,521,224	166,281,576
信見本住津	町	198,767,680	26,799,304	22,678,272	16,343,943	3,663,200	268,452,379	98,587,140
吉江和山	町	262,486,981	31,079,038	37,130,414	15,653,648	5,763,292	352,149,353	123,647,963
坂富南里泉尾府口	町	153,691,000	30,705,725	30,860,540	13,516,074	1,213,221	229,966,560	117,692,169
町村町	町	49,806,519	20,572,014	39,051,558	256,166	10,816	109,697,123	362,954,730
町村町	町	233,789,216	45,294,839	70,243,947	17,644,319	2,356,476	369,328,807	240,567,058
町村町	町	382,803,286	40,018,680	57,442,320	16,004,576	4,046,691	500,350,533	189,449,268
町村町	町	204,443,976	88,024,480	67,525,184	19,407,124	8,075,994	377,476,788	202,540,600
町村町	町	230,910,927	70,085,418	39,507,472	17,731,410	7,102,232	365,337,459	155,120,718
町村町	町	73,235,085	8,227,311	20,391,016	20,648,979	5,914,358	128,406,749	120,935,077
町村町	町	100,094,720	6,532,569	10,515,968	17,215,680	4,876,439	139,238,376	39,057,890
町村町	町	171,954,700	11,873,280	27,241,650	24,739,512	4,074,873	239,484,015	115,344,000
町村町	町	56,782,298	3,630,316	9,425,940	11,583,000	4,396,392	86,057,946	51,159,870
町村町	町	55,675,753	2,736,391	5,631,638	4,898,109	2,839,026	71,477,939	34,008,746
町村町	町	114,093,294	6,050,292	12,673,260	14,160,524	5,289,592	153,249,429	60,754,128
町村町	町	114,913,568	12,332,220	34,658,676	25,497,108	4,133,916	191,435,488	147,630,677
町村町	町	231,497,375	25,361,812	30,634,438	21,775,390	2,399,358	312,128,373	156,609,831
町村町	町	305,131,326	39,094,272	47,061,900	30,964,002	12,047,640	434,299,140	190,996,910
町村町	町	12,520,170,470	2,506,362,164	5,703,374,187	940,364,835	207,949,103	21,879,203,226	17,927,431,715

告示

鳥取県告示第四百六十九号

鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例（昭和二十八年十月鳥取県条例第四十五号）第八条の規定により、昭和三十三年九月二十六日次のとおりふ卵業者を登録した。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠藤 茂  
 住 所 鳥取県知事 遠藤 茂  
 氏 名  
 気高郡気高町常松 鼻田ふ卵場 鼻田保雄

鳥取県告示第四百七十号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年十月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	種鶏場	実施場所
十月七日	東伯郡羽合町長瀬	林	同上
"	"	田後	"
"	"	柴尾	"
九日	大栄町亀谷	河本	"
"	"	田村	"
十一日	北条町米里	田熊	"
"	"	"	"
十三日	関金町泰久寺	日野義	"
"	"	日野高	"
"	"	竹内	"
"	"	鋤崎	"

昭三十四日	山根
昭三十五日	西田
昭三十五日	日野寿
昭三十五日	小川
昭三十五日	岸本
昭三十五日	上野
昭三十五日	山本
昭三十五日	池田
昭三十五日	大原
昭三十五日	安長
昭三十七日	福沢
昭三十七日	栗尾
昭三十八日	上井
昭三十八日	吉村
昭三十八日	岸田
昭三十八日	市橋
昭三十八日	東郷町小鹿谷
昭三十八日	北条町上下
昭三十八日	大柴町原
昭三十八日	東伯郡東郷町方地
昭三十八日	栗尾
昭三十八日	倉吉市八屋
昭三十八日	安歩
昭三十八日	大鳥居
昭三十八日	松河原
昭三十八日	松河原
昭三十八日	日野寿
昭三十八日	西田
昭三十八日	山根

（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、昭和三十三年十月十五日から同年十一月十四日までの間、糞便検査料を塗抹法五円、集卵法十円とする。

昭和三十三年十月七日  
鳥取県知事 遠藤 茂

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号  
定例教育委員会を次のとおり招集する。  
昭和三十三年十月七日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 山榑 博

一日 時 昭和三十三年十月九日 午前十一時  
二場 所 鳥取県教育委員会 会議室  
三議 題 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
2 その他

### 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第六条及び第十條の規定により、次のとおり交通制限を行う。

昭和三十三年十月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 速度制限の解除及び新たな速度制限（道路交通取締法第十條の制限）

告示月日 告示番号	解除する速度制限	対象 制速度	備考	新たに 速度制限	対象 制速度	備考
昭三〇、九、 六鳥公委第一 二九号	一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一四九番地先から同町五〇〇メートルの間の間	馬車 30キロメートル	道路交通取締法第10条による制限解除	一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一四九番地先から同町五〇〇メートルの間の間	自動車、原動機付自転車 30キロメートル	道路交通取締法第10条による制限
昭三〇、九、 六鳥公委第一 二九号	一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一四九番地先から同町五〇〇メートルの間の間	馬車 25キロメートル	道路交通取締法第10条による制限解除	一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一四九番地先から同町五〇〇メートルの間の間	自動車、原動機付自転車 30キロメートル	道路交通取締法第10条による制限
昭三〇、九、 六鳥公委第一 二九号	一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一四九番地先から同町五〇〇メートルの間の間	馬車 20キロメートル	道路交通取締法第10条による制限解除	一級国道二十九号線鳥取市立川町五丁目一四九番地先から同町五〇〇メートルの間の間	自動車、原動機付自転車 30キロメートル	道路交通取締法第10条による制限









厚生費	通勤手当 —	(600×5+200×2) × 12=40,800	40,800
	日直手当 —	日当 人数 回数 180 × 10 × 5.2 = 9,360	9,400
	退職手当 36,800	36,900-9,180=27,620	27,700
	共済組合負担金 393,300	1,466,700 × $\frac{72}{1000}$ + 8,400=114,002	114,100
	恩給組合負担金 126,800	1,466,700 × $\frac{108}{1000}$ = 158,404	158,500
	全国退職給与金負担金 49,400	1,466,700 × $\frac{30}{1000}$ = 44,001	44,100
	職員健康診断費 10,000	1,000 × 9 = 9,000	9,000
	その他職員厚生費 20,000	2,000 × 9 = 18,000	18,000
	議員旅費 549,000		569,000
	役員旅費 65,000		65,000
	職務用消耗品費 434,000		504,000
	事務用印刷費 520,000		589,600
	図書印刷費 68,700		68,700
	新聞図書購入費 143,000		173,000
	印刷費 7,000		27,000
	送金郵便料 136,000		146,000
	通信郵便料 6,000		6,000
	送金郵便料 74,400		114,000
	送金郵便料 14,400		30,000
	送金郵便料 60,000		84,000
	送金郵便料 153,900		153,900
	送金郵便料 —	2,250 × 12 = 27,000	146,000
	送金郵便料 —	事業計画変更書印刷費 10,000を追加	6,000
	送金郵便料 —		114,000
	送金郵便料 —		30,000
	送金郵便料 —		84,000
	送金郵便料 —		153,900

食糧費	24,000	74,000
光原修賃	15,600	15,600
熱価	12,400	34,400
給消給借	2,000	4,000
水卸	232,000	217,600
費費資料		189,800
金金金息	22,000	27,800
借借借	88,000	22,000
借借借	53,700	88,000
借借借	9,000	26,300
借借借	100,000	13,500
借借借	4,296,500	100,000
借借借		4,176,000

事項	保 健 経 理 総 則	
	昭和33年度当初計画	昭和33年度変更計画
1 繰入金	1,450,000	2,300,000
2 人件費及び事務費の最高限度	短期経理より繰入金 50,000 職員給与 50,000 職務 0	418,000 258,000 0 160,000

保健經理予定貸借対照表

科 目	昭和33年度末		比較増減(△)
	昭 和 3 3 年 度 末 当 初 計 画 額	昭 和 3 3 年 度 末 変 更 計 画 額	
(借 方) 金	42,200	121,400	79,200
預合 (貸 方) 計	42,200	121,400	79,200
退職手当引当金計	42,200	64,200	15,000
合 計	42,200	121,400	79,200

保健經理予定損益計算書

科 目	昭和33年度		比較増減(△)
	昭 和 3 3 年 度 末 当 初 計 画 額	昭 和 3 3 年 度 末 変 更 計 画 額	
(貸 方) 金	3,000	3,000	0
利息及び配当計	1,450,000	2,300,000	850,000
短期経理より	1,453,000	2,303,000	850,000
合 計	1,453,000	2,303,000	850,000
(借 方) 金	0	238,000	238,000
職員給与	1,125,000	1,767,000	642,000
厚生事務	0	160,000	160,000
給 与	50,000	0	50,000
旅費	275,000	100,000	175,000
合 計	3,000	18,000	15,000
与費費税金	1,453,000	2,303,000	850,000

宿泊經理総則

事 項	内		容
	昭 和 3 3 年 度 当 初 計 画	昭 和 3 3 年 度 変 更 計 画	
1 繰入金	5,000,000	5,000,000	5,000,000
2 借入金	14,500,000	14,500,000	14,500,000
3 不動産の取得	17,378,000	4,814,000	17,428,000
	12,564,000	12,564,000	4,864,000
4 人件費及び事務費の最高限度	1,920,700	1,456,400	1,989,100
	262,000	318,000	1,464,600
	202,000	206,500	318,000

宿泊經理予定貸借対照表

科 目	昭和33年度末		比較増減(△)
	昭 和 3 3 年 度 末 当 初 計 画 額	昭 和 3 3 年 度 末 変 更 計 画 額	
(借 方) 金	2,719,400	2,315,200	404,200
預未貯仮未建機	130,000	150,000	150,000
収 入	365,000	365,000	—
収 入	30,000	30,000	—
収 入	3,000	3,000	—
収 入	11,408,000	11,403,000	—
収 入	832,000	832,000	—
収 入	324,000	324,000	—

